

長与町下水道事業におけるウォーターPPP導入可能性 調査に係る民間市場調査（マーケットサウンディング）

説 明 会 資 料

令和8年7月29日
長与町 水道局 上下水道課

目次

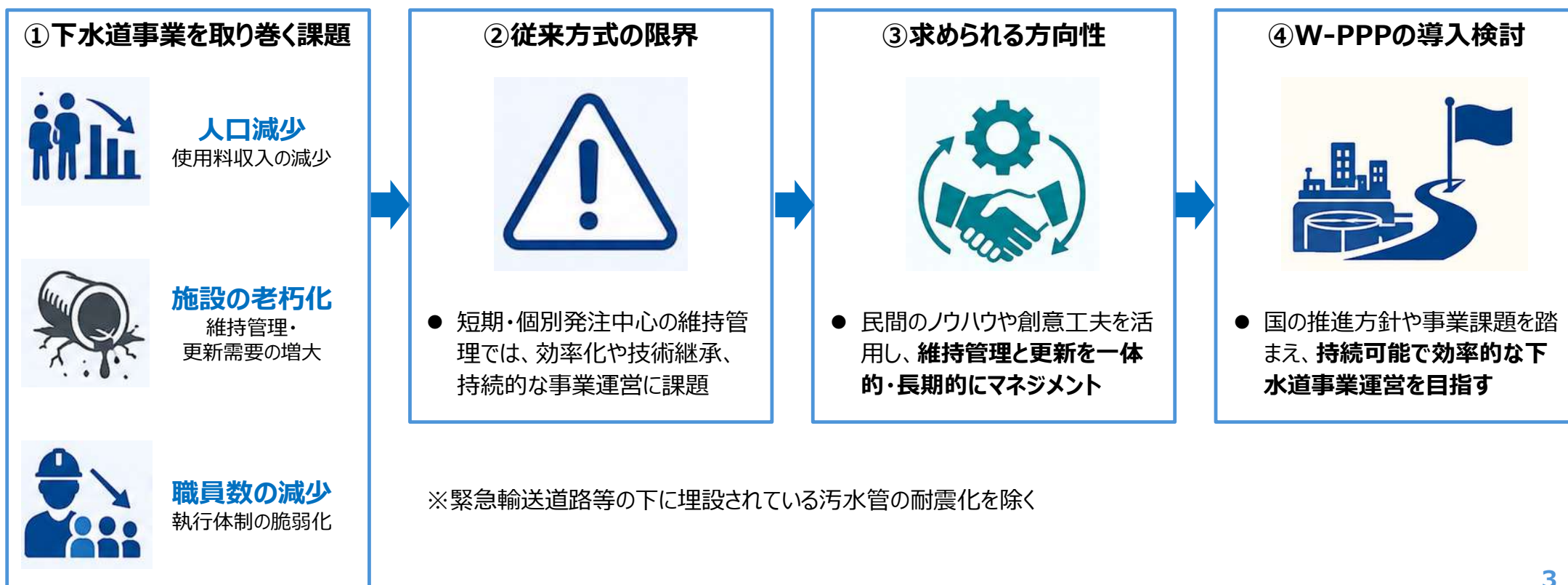
1	ウォーターPPP導入検討の背景
2	長与町の下水道事業の現状及び課題
3	ウォーターPPPの概要
4	長与町におけるウォーターPPPの導入方針について
5	導入に向けた今後の方針
6	アンケートご協力をお願い

目次

1	ウォーターPPP導入検討の背景
2	長与町の下水道事業の現状及び課題
3	ウォーターPPPの概要
4	長与町におけるウォーターPPPの導入方針について
5	導入に向けた今後の方針
6	アンケートご協力のお願い

1. ウォーターPPP導入検討の背景

- ・下水道事業を取り巻く環境は、人口減少や施設の老朽化、職員数の減少などにより、経営面や技術面の両面で厳しさを増している。
- ・持続可能な下水道事業の運営を図るために、民間のノウハウを活用した仕組みの導入が全国的に進んでいる。
- ・同様の課題を抱えている長与町でも、ウォーターPPPによる課題解決の可能性の検討・評価を進めている。
- ・また、污水管改築に係る国費支援に関して、令和9年度以降は「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが要件となる。※



目次

1	ウォーターPPP導入検討の背景
---	-----------------

2	長与町の下水道事業の現状及び課題
---	------------------

3	ウォーターPPPの概要
---	-------------

4	長与町におけるウォーターPPPの導入方針について
---	--------------------------

5	導入に向けた今後の方針
---	-------------

6	アンケートご協力をお願い
---	--------------

2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

①対象事業の施設概要及び上位計画・関連計画

下水道事業の施設概要

項 目		計 画
目標年次		令和8年度
排除方式		分流式
計画 区域面積	公共下水道	673.49ha
	特定環境保全公共下水道	204.51ha
	計	878.00ha
計画 人口	公共下水道	32,800人（現況処理人口 32,904人）
	特定環境保全公共下水道	4,400人（現況処理人口 4,041人）
	計	37,200人（現況処理人口 36,945人）
計画汚水量		13,100m ³ /日（日最大）
処理方式		1～3系：標準活性汚泥法 4～6系：ステップ流入式 多段硝化脱窒法（3段）
計画 放流水質	BOD	15mg/ℓ
	SS	18mg/ℓ
	T-N	12.6mg/ℓ（令和22年度）
	T-P	2.6mg/ℓ（令和22年度）

項 目			供用開始年月	施設規模
管路 施設	管路	公共下水道	昭和50年8月	延長：158km 面積：622.61ha
		特定環境保全 公共下水道	昭和62年4月	延長：33km 面積：197.41ha
		計	－	延長：191km 面積：820.02ha
	マンホール ポンプ	公共下水道	昭和62年3月	22箇所
		特定環境保全 公共下水道	平成2年3月	20箇所
		計	－	42箇所
処理場	長与浄化センター		昭和56年4月	処理能力：15,900m ³ 1～3系：標準活性汚泥法 4～6系：ステップ流入式 多段硝化脱窒法（3段）

2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

①対象事業の施設概要及び上位計画・関連計画

上位計画・関連計画

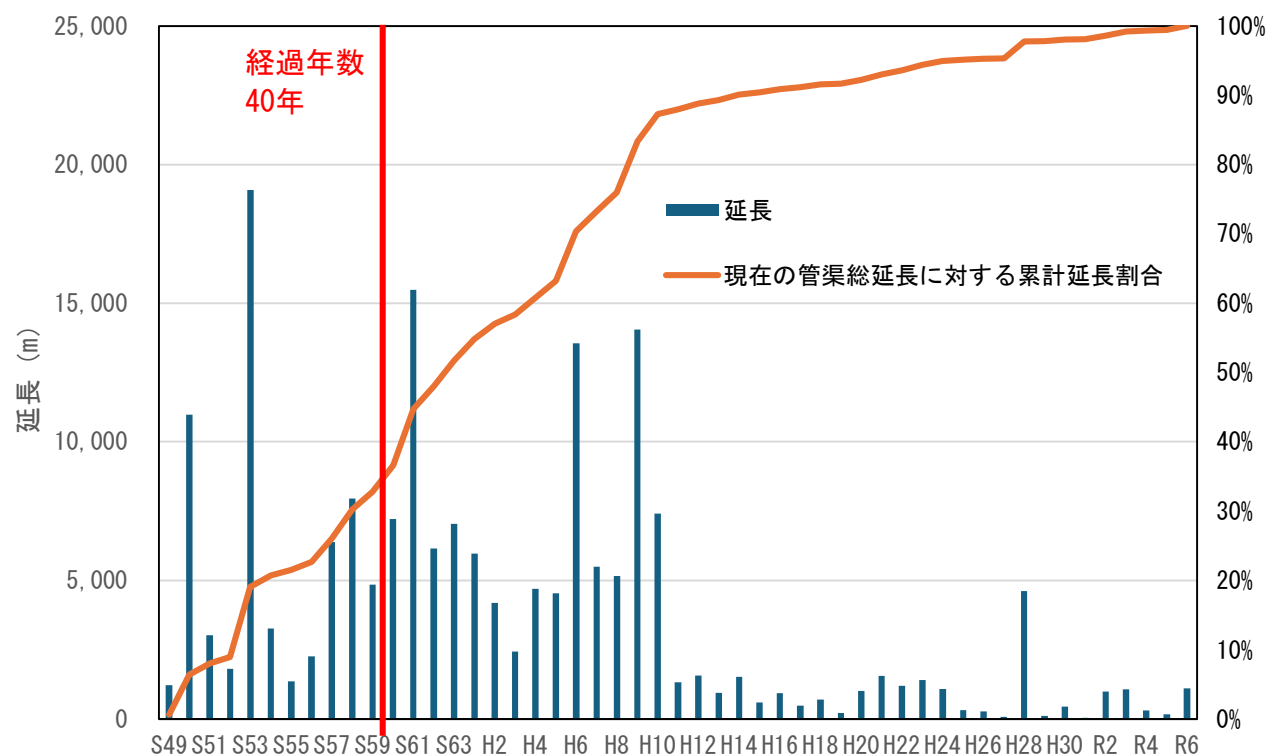
計画名	特徴
(1) 下水道事業経営戦略	下水道事業の課題としては、「人口減少に伴う使用料収入の減少」、「施設の老朽化に伴う更新需要の増加」「職員減少による執行体制の脆弱化」が挙げられている。
(2) 全体計画・事業計画	全体計画では、令和22年度に計画汚水量（日最大）は12,400m ³ となっている。また、事業計画では令和8年度に計画汚水量（日最大）は13,100m ³ となっており、将来的な汚水量の減少が想定される。
(3) スtockマネジメント計画	管路のストックマネジメント計画の計画期間は令和7年度～令和11年度の5年間で計画され、更新や長寿命化が実施されている。処理場・マンホールポンプのストックマネジメント計画の計画期間は令和7年度～令和11年度の5年間となっており、令和12年度以降の更新計画については現在未策定の状況となっている。

計画名	特徴
(4) 上下水道耐震化計画	管路及び処理場の耐震化計画を策定しており、両施設について、今後耐震化を行う必要がある。
(5) 広域連携の状況	長崎県では、広域化・共同化を検討しており、維持管理業務の共同化として - 下水処理場の維持管理業者選定の共同化 - ICTを活用した施設の夜間監視の広域化 - 台帳システム整備・保守の共同化のメニューが挙げられているとともに、事務効率化のためのアプリケーションの開発と導入が挙げられている。 一方で、現在検討が進められているメニューはない状況である。
(6) 大村湾流域別下水道整備総合計画	整備計画年度を平成26年度～令和22年度として、水質汚濁に係る環境基準を達成することとされている。

2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

②施設の観点に関する現状

- 長与町で最も古い管路は、整備されてから51年が経過している。10年後には耐用年数である50年を経過する管路が全体の37%となり、老朽化が進行する。



▲布設年度別管渠延長

2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

②施設の観点に関する現状

- 処理場の急所施設の耐震化状況について、令和5年度時点で耐震性能確保済みの施設はない状況である。
- 管路の耐震化状況について、避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化を、令和12年度以降も進めていく必要がある。

7 下水道システムの急所施設¹³の耐震化

(1) 下水処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)

	揚水施設		沈殿施設		消毒施設		揚水、沈殿、消毒機能に係る全ての施設 ¹⁴	
	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	上記施設を有する処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)	処理場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	1		1		1		1	
耐震性能確保済みの箇所数 (令和5年度末時点)	0	0	0	0	0	0	0	0
耐震性能確保の目標箇所数 (令和11年度末迄)	0	0	0	0	0	0	0	0

8 避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化

(1) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路

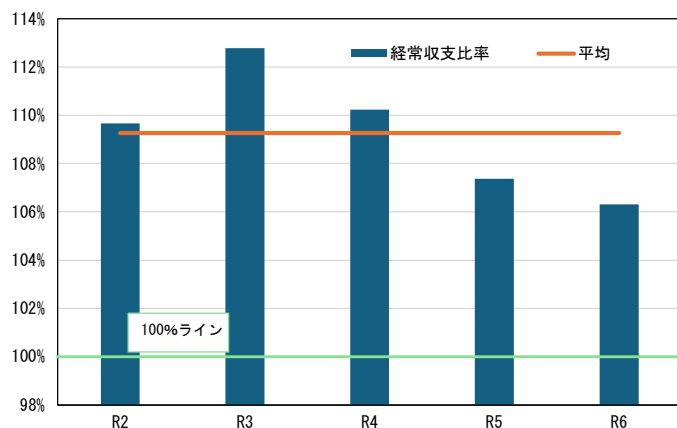
	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	33.5	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	3.6	11.0
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	6.5	19.0

(出典) 長与町上下水道耐震化計画(上下水道) 長与町 上下水道課 策定令和7年1月

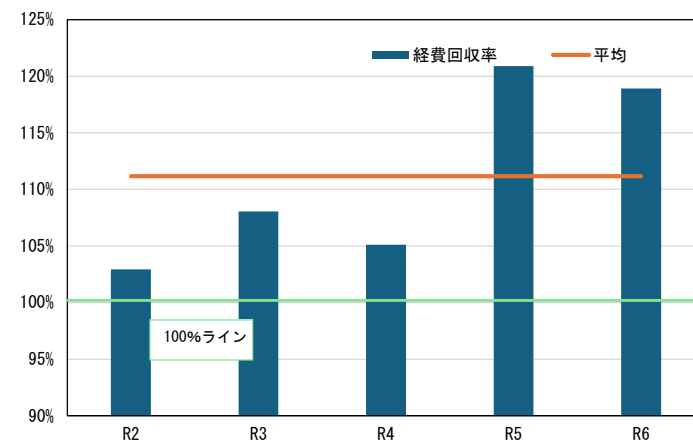
2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

③財政の観点に関する現状

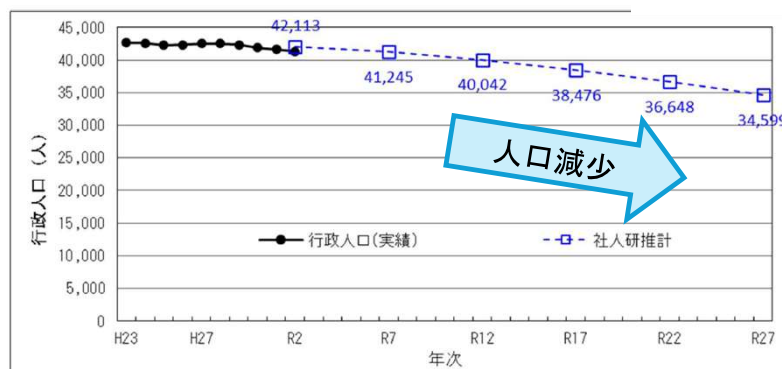
- 長与町は経常収支比率や経費回収率は概ね100%を超えており、安定している。
- 今後は人口減少に伴う下水道使用料の減少が想定されるため、使用料収入が減少することが想定される。



▲経常収支比率



▲経費回収率



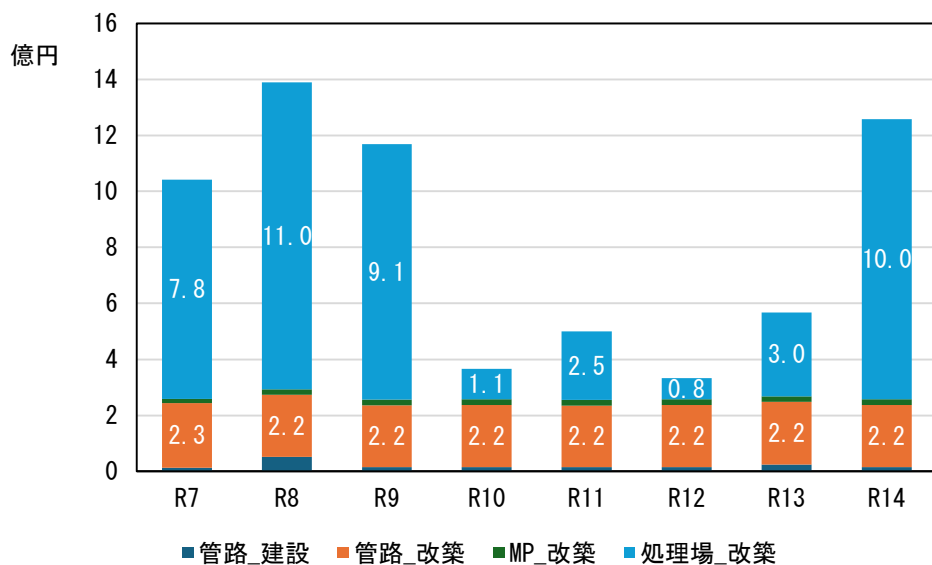
▲長与町の人口推移及び予測

(出典) 長与町決算資料
長与町公共下水道事業計画(変更) 令和5年度

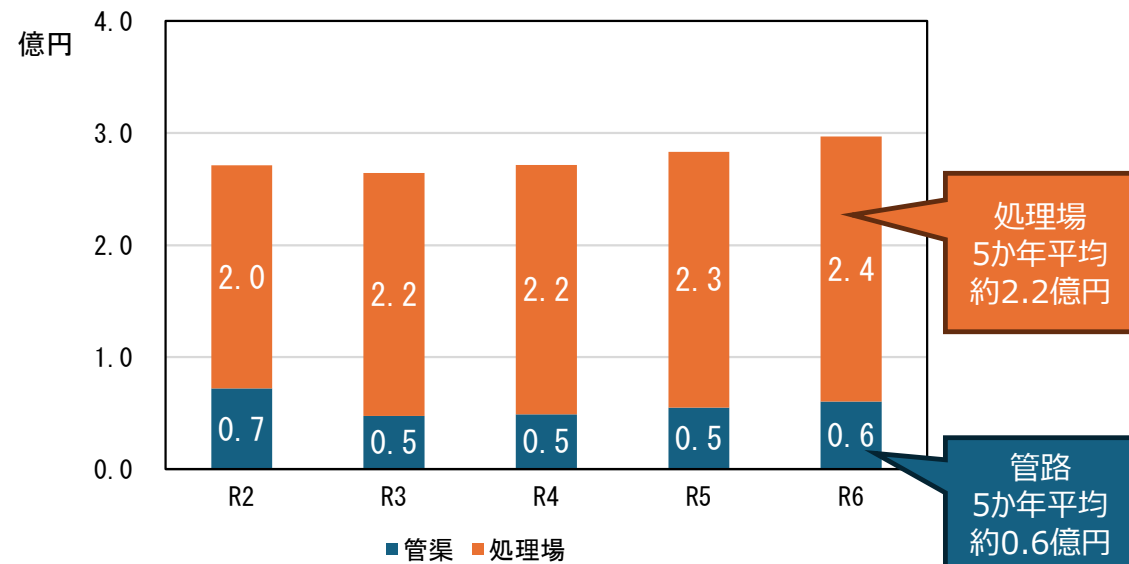
2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

③財政の観点に関する現状

- ストマネ計画における改築費用については、全体に占める処理場の改築費用の割合が大きくなっている。
- 直近の処理場・マンホールポンプの維持管理費用は約2.2億円/年、管路の維持管理費用は、約0.6億円/年となっている。



▲ストックマネジメント計画による改築費用

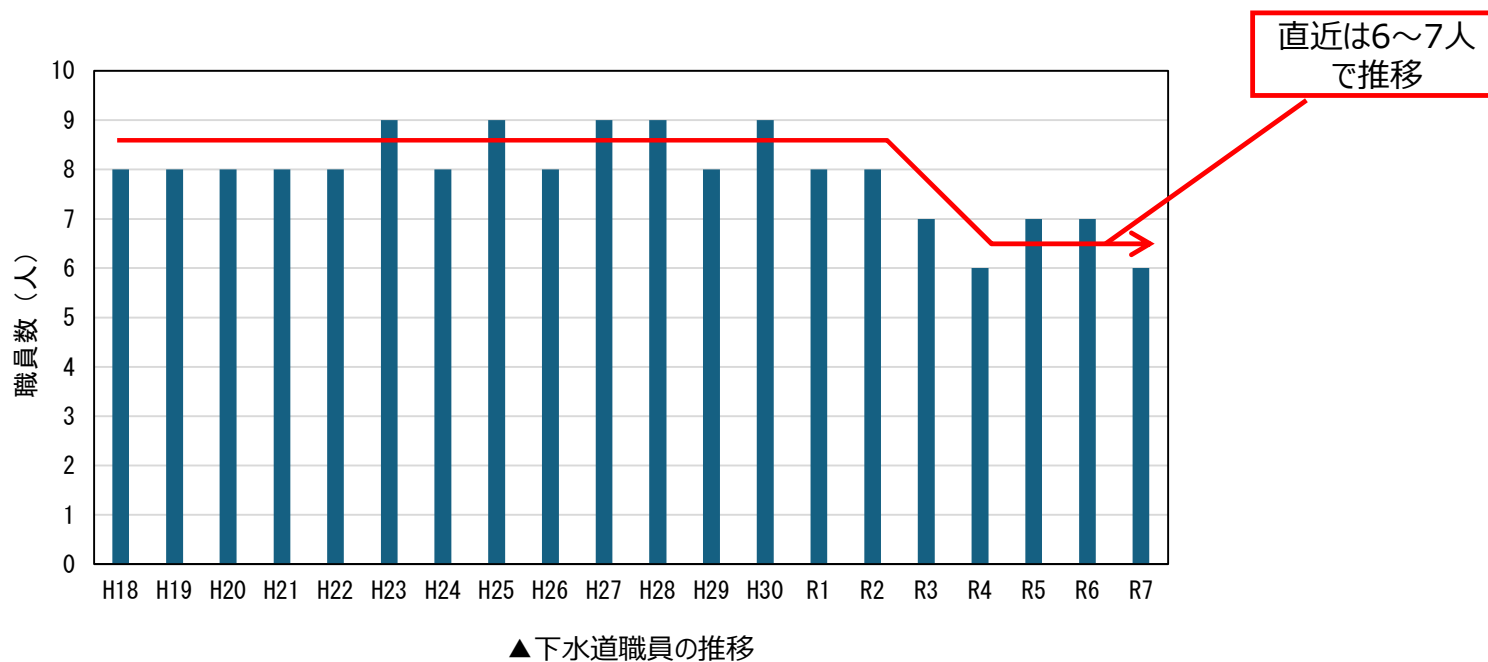


▲維持管理費用の推移

2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

④組織の観点に関する現状

- 長与町の下水道職員はR3年度以降は6～7人で推移しており、減少傾向が見られる。
- 長与町の執行体制は、管路担当2名、処理場担当2名となっており、技術職員は管路担当の1名である。



2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

⑤長与町下水道事業の課題

施設に関する現状と課題

項目	現状	課題
施設	(管路) ● 10年後には管路の約37%は耐用年数である50年を超過するため、将来的に老朽化した管路が増加する。 (処理場・マンホールポンプ) ● 処理場、マンホールポンプにおいては、既に包括的民間委託を実施しており、維持管理に係る業務負担は生じていない。 ● 処理場の主要施設の耐震化が未完了となっている。 (共通) ● 既に管路や処理場においては、SM計画に基づいた更新工事等を進めている。 ● 現行のSM計画は令和11年度までとなっている。	(管路) ● 今後老朽化した管路が増加するにつれて、道路陥没などのリスクが増加することが想定されるため、予防保全的な対策が必要である。 ● 老朽化管路の増加に伴い、緊急の住民対応なども増加することから、行政負担の増加を抑える必要がある。 (処理場・マンホールポンプ) ● 耐震化計画に基づき、施設の耐震化を進める必要がある。 (共通) ● SM計画に基づいた効率的な改築更新を引き続き実施していく必要がある。 ● 令和12年度以降については、更新計画を策定し、効率的な改築更新を行っていく必要がある。

2. 長与町の下水道事業の現状及び課題

⑤長与町下水道事業の課題

財政・組織に関する現状と課題

項目	現状	課題
財政	● 老朽化施設の増加に伴い、改築・更新や維持管理費用が増加することが想定される。 ● 直近5か年の経常収支比率、経費回収率は100%を超えており安定しているが、今後は人口減少に伴う下水道使用料の減少が想定される。 ● 資本的収支についてはマイナスの傾向であり、国費の充当も十分でないため、補填財源で賄っている状況である。	● SM計画によると、更新需要は依然として高いままであるため、事業量の平準化による対応をしたうえで、物価高騰等による事業費の増大に対応する必要がある。 ● 下水道使用料収入の減少を想定して、効果的な事業運営を実施する必要がある。 ● 今後急増する老朽化対策に対し、安定的な財政基盤を整える必要がある。 ● 管渠の改築更新に充てる費用を確保する必要がある。
組織	● 下水道職員は将来的に減少する可能性もあり、業務量に対応した下水道職員数を維持していくことは困難であると想定される。 ● 老朽化した管路の増加に伴い、改築更新の発注などの事務的な業務量が増加することも想定される。 ● 技術職は1名のみであり、機械・電気職の職員は在籍していない。	● 技術者不足により、今後の事業量に対応できる組織を維持できなくなる可能性があり、実施体制の再構築が必要となる。 ● 技術職員が不足しており、技術継承も現実的に難しいことから、民間活力を活用した執行体制の脆弱化への対策が必要である。

目次

1	ウォーターPPP導入検討の背景
2	長与町の下水道事業の現状及び課題
3	ウォーターPPPの概要
4	長与町におけるウォーターPPPの導入方針について
5	導入に向けた今後の方針
6	アンケートご協力をお願い

3. ウォーターPPPの概要

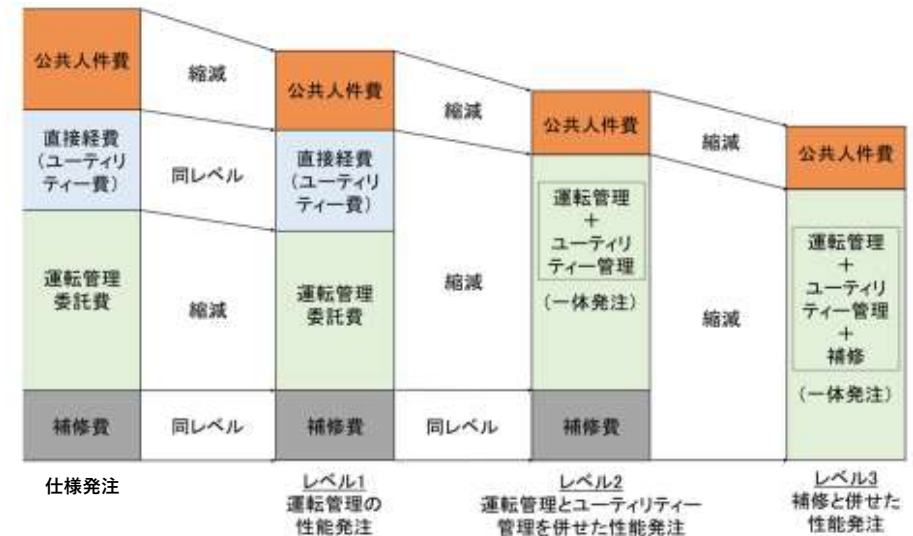
①包括的民間委託（レベル1～3）

包括的民間委託について

- ・包括的民間委託は、性能発注方式であることに加え、複数の管理業務をパッケージ化し、複数年として発注する委託方式である。
- ・一般的に、委託の範囲が増えることで、自治体職員の発注作業の負担軽減が図られ、コストカットも期待できる。
- ・長与町では、長与浄化センター及びマンホールポンプを対象として、**レベル2.5の包括的民間委託を実施中**である。

▼各レベルにおける業務範囲

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1 + ユーティリティの調達管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2 + 1件あたりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2 + 資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・修繕実施まで含めた性能発注

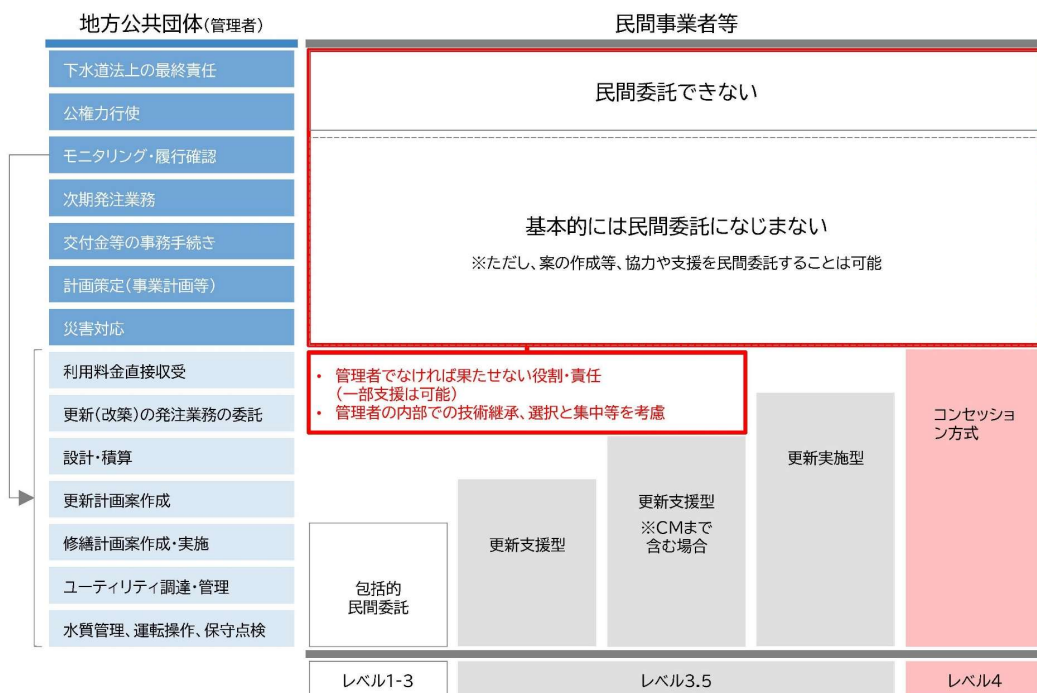


▲性能発注レベル・業務範囲と導入によるコスト削減イメージ

3. ウォーターPPPの概要

②管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

レベル3.5では、維持管理業務に更新（改築）業務の要件が加わるほか、事業期間の長さや性能発注の程度、改築に関する業務の包括が可能となる。



▲レベル3.5の業務範囲（イメージ）

（出典）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5基礎編】(パワーポイント版)
令和8年4月 国土交通省

ウォーターPPPレベル3.5の4要件

要件①：長期契約（原則10年）

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とすることとされている。

要件②：性能発注

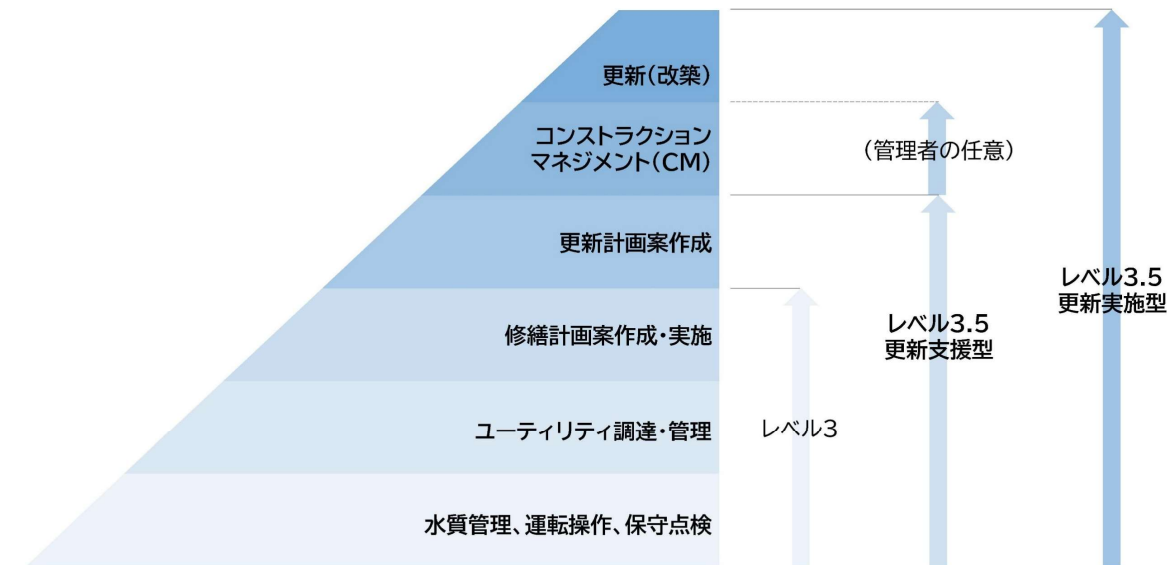
- 委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注と比較して民間の創意工夫の発揮が実現しやすい。
- 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しにより、要求水準の適切な規定と確実なモニタリング・履行確認の実施が必要であり、リスク分担（役割、責任、費用、損害分担等）が重要であるとされている。
- ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能とされている。

3. ウォーターPPPの概要

②管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

ウォーターPPPLレベル3.5の4要件

要件③：維持管理と更新の一体マネジメント



- 要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた更新（改築）に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲（更新計画案作成）を設定する必要がある

▲更新支援型及び更新実施型の対象業務

（出典）下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5基礎編】
（パワーポイント版）令和8年4月 国土交通省

3. ウォーターPPPの概要

②管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

ウォーターPPPLレベル3.5の4要件

要件③：維持管理と更新の一体マネジメント

▼更新実施型と更新支援型の比較

	更新実施型	更新支援型
①業務範囲	維持管理と更新を一体的に実施。	維持管理と更新計画案の策定を行う。コンストラクションマネジメント（CM）による地方自治体の更新支援も可能。
②契約関係や事業フローについて	民間事業者と地方公共団体がPFI事業契約を締結し、民間事業者と維持管理受託企業が委託契約、更新請負企業が請負契約をそれぞれ締結する。維持管理と更新工事を一括でPFI事業契約を締結した民間事業者にゆだねることで、地方自治体側にとっては体制補完の効果が得られる。	民間事業者と地方公共団体が委託契約を締結し、民間事業者と維持管理受託企業が委託契約を締結。 更新請負工事は、地方自治体と請負企業間で請負契約を締結。
③各要件の考え方について	入札・公募時点で更新計画があることが前提	入札・公募時点で更新計画がない（不十分）の場合においても円滑かつ迅速な案件形成が可能

※更新支援型で想定されるCM方式はピュア型CM方式である。ピュア型CM方式は、発注者の代理人またはコンサルタントとして、設計アドバイス、工事業者の選定、工程・コスト管理などの各種マネジメント業務の全部または一部を行う方式である。

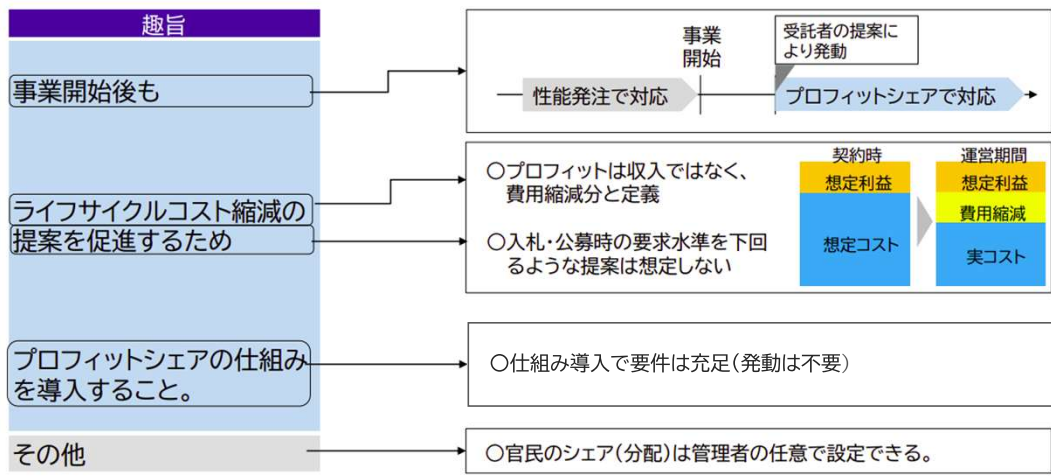
3. ウォーターPPPの概要

②管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

ウォーターPPPLレベル3.5の4要件

要件④：プロフィットシェア

プロフィットシェアとは、民間事業者の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等の変更を発動条件として、民間事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分（＝プロフィット）を官民間で分配（＝シェア）する仕組みのことである。



▲プロフィットシェアの概要

(出典) 第3期策定検討委員会審議事項について 国土交通省 令和6年10月

ケース	工事費	維持管理費	プロフィット (コスト削減分)
①	2 削減		2
②		2 削減	2

プロフィットシェア

官	民
1	1
1	1

▲コスト削減分のシェアのイメージ

(参考) ウォーターPPPの概要 内閣府HP

プロフィットシェアについては、事例より以下の3通りが想定される。

● 基本型

改善提案を受けた結果、町が業務の効果的・効率的な提案であると判断した場合には、プロフィットシェアを発動させる方式。プロフィットの配分割合については、町と受託者側で協議の上決定する。

● 基本型＋配分割合設定

あらかじめ配分割合に関する設定がなされている点で特徴的な方式。

● 応用型

業務範囲に含まれない部分で公共側が受益する何らかの削減効果をシェアする方式。

3. ウォーターPPPの概要

③コンセッション方式（レベル4）

コンセッション方式について

- 「公共施設等運営権」として規定された官民連携手法の一方式で、利用料金の徴収を行う公共施設を公共主体が当該施設の所有権を有したまま、民間事業者が利用料金を徴収し、自らの収入として収受しながら施設の運営を担っていく方式
- レベル3.5と比較して、長期契約や性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントは類似しているが、レベル4では10年に限らず設定期間を自由に定めることができる。
- 維持管理・更新に係る費用の原資は、レベル3.5では委託料とされているのに対して、レベル4では施設を運営する運営権者が直接収受する利用料金となる。
- メリットとして、事業の経営を含めた全ての業務について民間事業者のノウハウや活力が活かされる余地があることが挙げられる。
- 留意点としては、導入事例が少なく、行政側には運営を完全に民間事業者に任せる分、厳密にチェックする高度な専門知識が必要になることが挙げられる。

▼レベル3.5とレベル4の比較

項目	レベル3.5	レベル4
長期契約	原則10年	事業期間の設定は自由（20年程度が多い）
性能発注	あり	あり
費用の原資	主に委託料が原資	直接収受する利用料金が原資
プロフィットシェア	費用縮減分の分配が可能	創意工夫による縮減分は民間に帰属
運営権設定	-	必要
利用料金直接収受	-	所定の利用料金は自らの収入として直接収受

目次

1	ウォーターPPP導入検討の背景
2	長与町の下水道事業の現状及び課題
3	ウォーターPPPの概要
4	長与町におけるウォーターPPPの導入方針について
5	導入に向けた今後の方針
6	アンケートご協力をお願い

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

①官民連携手法

長与町下水道事業においては、民間ノウハウの更なる効果を得るために、国が推奨するウォーターPPPLレベル3.5の管理・更新一体型マネジメント方式（更新支援型）導入を検討している。

官民連携手法

ウォーターPPPLレベル3.5
（管理・更新一体型マネジメント方式）

比較項目		レベル1：個別委託	レベル2：包括委託 （現状：2.5）	レベル3：包括委託＋修繕	レベル3.5：W-PPP （維持管理と更新一体型マネジメント）	レベル4：コンセッション
主な業務範囲		運転、清掃等の個別業務	運転操作・保守点検等の包括的な維持管理	維持管理＋修繕	維持管理＋管路・施設の更新計画（設計・工事）の一体化	運営権の設定、使用料の設定を含む事業運営全般
一般的なメリット		仕様が明確で、小規模な地元企業でも参入しやすい。	複数業務の統合により、行政の窓口一本化とコスト削減が図れる。	維持管理と工事の連携により、緊急時の対応力が向上する。	維持管理データに基づく最適な更新が可能。長期的な財政・人員の安定化。	民間の創意工夫が最大化され、収益事業などの展開も可能。
一般的なデメリット		行政に高い専門知識と多大な監督事務負担が残る。	民間提案の余地が少なく、抜本的な効率化や改築更新には至らない。	大規模な施設更新については、依然として行政の計画・発注負担が大きい。	長期契約のため、将来の社会情勢の変化に対する柔軟な対応（制度設計）が必要となる。	導入のための調査・法的手続きのコストが非常に高い。また、高度な行政側のモニタリングも必要となる。
主な 長与町 の課題	①：管路 の老朽化 対策	× 対応不可。町が個別に発注・監督する必要がある。	△ 維持管理は可能だが、効率的な改築更新に対応できない。	△ 修繕は可能だが、効率的な改築更新に対応するには不十分。	○ 維持管理のデータに基づき、民間が効率的に更新箇所を選定・実施することができ、予防保全が可能になる。	○ 民間のノウハウが最大化され、抜本的な改築更新の見直しが期待できる。
	②：職員 の不足	× 町の負担が最大。現場監督や発注事務に多大な人員が必要となる。	△ 軽微な修繕の発注に関する事務負担は減るが、更新に係る業務は町が行う必要がある。	△ 修繕の発注に関する事務負担は減るが、更新に係る業務は町が行う必要がある。	○ 維持管理・計画・（設計・監理・工事）を民間が一括受託するため、職員の事務負担を軽減できる。	△ 最小の人員で運営可能だが、法的手続きやモニタリングの行政負担が大きい。
	③：財政・ 予算執行	× 毎年の予算確保と発注が不安定になりやすい。	△ 維持管理費は安定するが、管路の改築更新費が不足している実態は改善されない。	△ 維持管理費は安定するが、管路の改築更新費が不足している実態は改善されない。	○ 長期契約により事業費を平準化し、物価高騰リスク等にも民間ノウハウで対応可能。	△ 民間収益性が優先され、人口減少が進み使用料収入の減少が見込まれる中で、使用料改定など住民への影響が大きくなる可能性がある。
導入の妥当性		× 現状の課題解決には不適。	△ 今後の老朽化した管路の急増や職員不足には対応できない。	△ 段階的な移行先としては考えられるが、効率化が限定的となる。	○ 最も課題解決能力が高く、長与町の現状に合致した現実的な選択肢。	△ 制度導入のハードルが高いことや、高度なモニタリング体制の構築は困難であり、時期尚早と考えられる。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

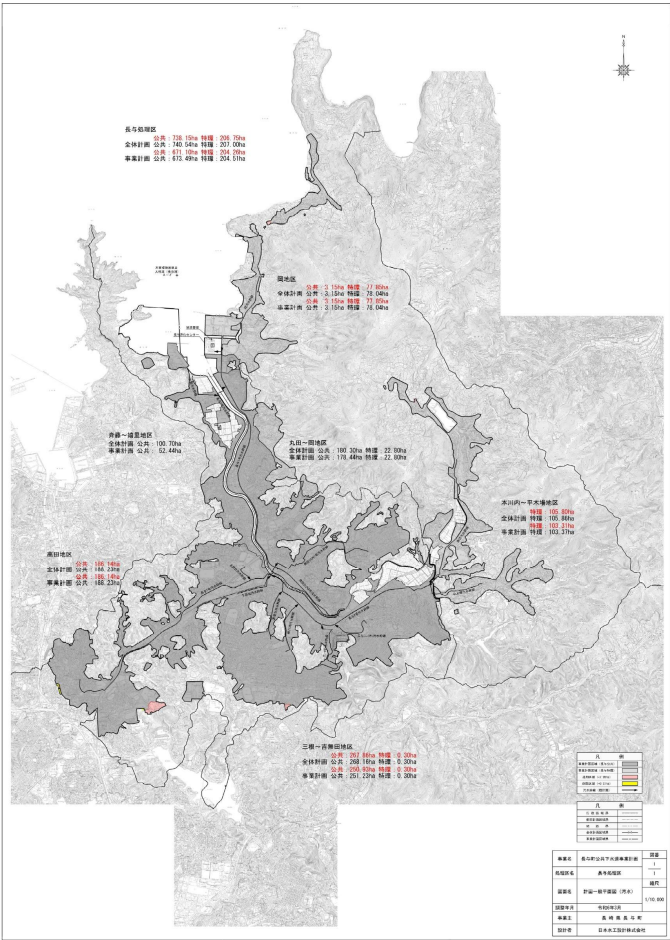
②事業範囲

対象処理区・対象施設

「下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版」においては、「少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭において、導入検討を開始する」こととされている。

▼長与町のウォーターPPP導入範囲・導入施設（R7.3時点）

対象処理区		長与処理区
計画区域面積		878.00ha
対象施設		管路（污水管）、処理場、MP
管路	公共下水道	158km
	特定環境保全公共下水道	33km
	合計	191km
処理場	長与浄化センター	1箇所
マンホールポンプ	公共下水道	22箇所
	特定環境保全公共下水道	20箇所
	合計	42箇所



▲ウォーターPPP対象区域（長与処理区全域）
（出典）R5年度長与町公共下水道事業計画（変更）

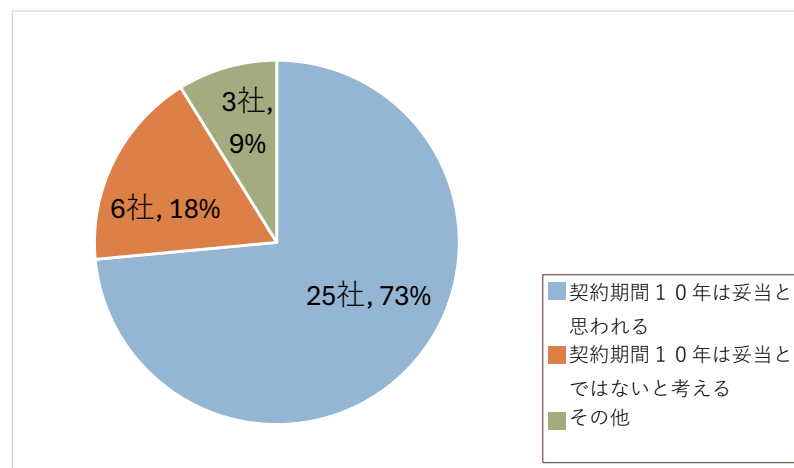
4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

③レベル3.5適用の4要件

要件①：契約期間

契約期間については、原則である10年を想定する。なお、事業期間については、現包括的民間委託の事業期間が令和8年度～令和10年度であることや、導入までのスケジュールを考慮して、令和11年度～令和20年度を想定する。

契約期間	10年
事業期間	令和11年度～令和20年度



▲ウォーターPPPの契約期間の10年は妥当かどうか

令和7年度のアンケートにおいても、契約期間の10年間が妥当であることを確認

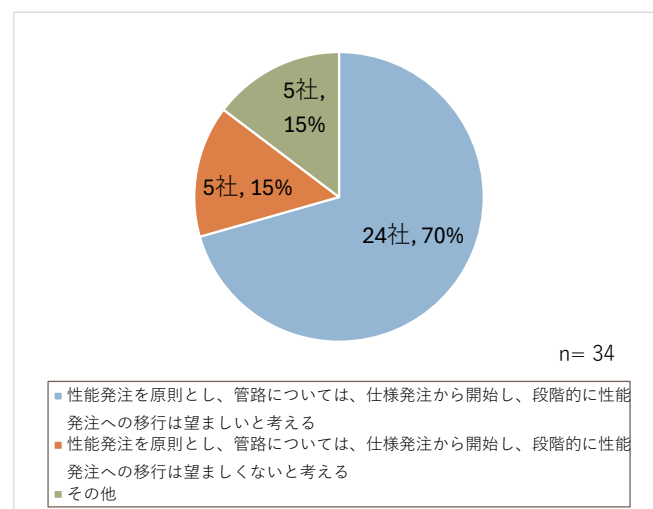
4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

③レベル3.5適用の4要件

要件②：性能発注

発注方式については、民間側に裁量が委ねられ、創意工夫が発揮しやすい性能発注とする。一方で、管路においては、事業開始からの性能発注には課題があり、官民間でのリスクもあることから、仕様発注でスタートし、段階的に性能発注に移行していくことが望ましいと考えている。

発注方式	管路	仕様発注から性能発注への段階的な移行
	処理場・MP	性能発注



令和7年度のアンケートにおいても、管路は仕様発注から性能発注への段階的な移行が妥当であることを確認

※段階的な移行の具体的なステップについては検討中

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

③レベル3.5適用の4要件

要件③：維持管理と更新の一体マネジメント

① 管路

更新実施型であれば、維持管理に加えて設計、工事までを民間に一括発注できるため、特に施設や組織における課題に対して、更新支援型よりも導入効果が見込まれる。一方で、更新実施型の場合は入札・公募時点で更新計画を準備する必要がある。

よって、管路については、更新計画の策定状況を踏まえ更新支援型を視野に検討している。

なお、更新支援型の場合、自治体の建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）を配置するプリア型CM方式の活用の可能性についても今後検討していく予定である。

事業手法（管路）（案）

更新支援型

② 処理場・マンホールポンプ（MP）

更新実施型であれば、長与町で処理場の設計や工事のモニタリングを行う必要があるが、長与町では機械・電気の技術職員が不足していることから、モニタリングの実施は困難であることが想定される。

更新支援型であれば、現在実施している包括的民間委託に更新計画を加えた業務範囲となっており、長与町の執行体制を踏まえても円滑な事業実施が想定できる。さらに、従来通り設計や工事の発注についてはJS等を活用することで、現在の処理場のサービスの質の担保を図ることが可能となる。

よって、処理場・MPについては更新支援型を想定して検討を引き続き行うこととする。

事業手法（処理場・MP）（案）

更新支援型

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

③レベル3.5適用の4要件

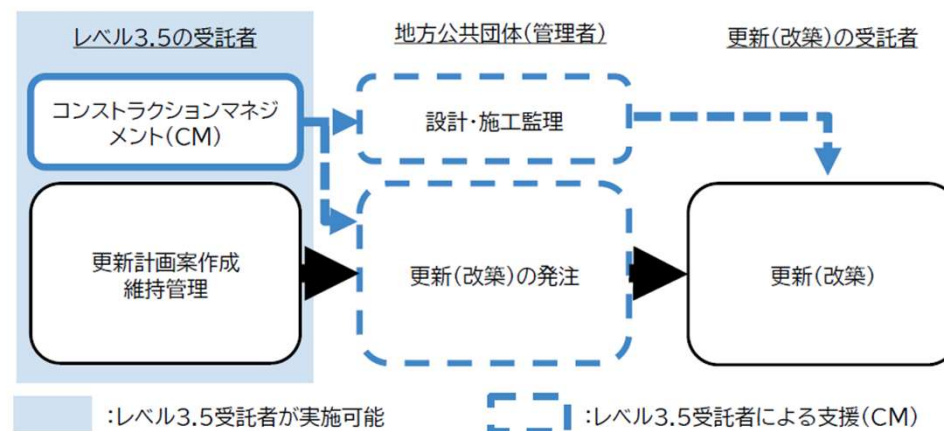
CM方式とは（参考）

長与町の立場に立ち、技術的中立性を保ちながら、更新工事等の発注・設計・施工管理を支援する方式。CMR（コンストラクションマネージャー）は「補助者・代行者」であり、最終判断・責任は長与町が負う。

主な役割

- 更新計画案を踏まえた更新工事の発注支援
- 設計・施工管理に関する助言、確認、調整
- 工程・品質・コスト管理の支援
- 発注者側の技術力・人員不足の補完

- 更新支援型+コンストラクションマネジメント(CM)※ピュア型CM方式を想定



▲更新支援型+CM方式のイメージ

(出典) 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5実施編】(パワーポイント版)
令和8年4月 国土交通省

※ピュア型CMを含める場合、CMR（コンストラクションマネージャー）の中立性確保の観点から、W-PPPの事業者は一般的に当該更新工事の受託者としては選定しにくいことに留意する必要がある。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

③レベル3.5適用の4要件

要件④：プロフィットシェア

プロフィットシェアについては、以下の2つの観点より基本型を想定して検討を進めていくこととする。

① 民間からのコスト削減提案の促進

事業開始後に柔軟に配分割合を決定でき、幅広い提案内容に対応可能な「基本型（※）」を想定して検討を進めることが望ましい。

② 官民間での配分割合決定までの協議負担

配分割合を公募時点で事前確定させるか否かについては、事前に配分割合を決定する方式においても民間事業者側との協議が発生する。

そのため、官民間での配分割合決定までの協議負担の観点では、現時点で配分割合の決定時期を判断することは難しいと考える。

プロフィットシェア方式

基本型

※基本型：改善提案を受けた結果、町が業務の効果的・効率的な提案であると判断した場合に、プロフィットシェアを発動させる方式。プロフィットの配分割合については、町と受託者側で協議の上決定する。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

④ウォーターPPPの業務内容（案）

処理場

施設	項目		W-PPP支援型	現状での分担
処理場	(1) 管理・運営業務	ア 組織管理	W-PPP	包括委託
		イ 労働安全衛生管理		
		ウ 危機管理計画		
		エ 保守点検・修繕管理		
		オ 廃棄物管理		
		カ 運転管理方針		
		キ 運転管理計画		
		ク 環境整備計画		
		ケ 連絡調整		
	(2) 環境計測業務	ア 日常水質分析		
		イ 異常時水質分析		
		ウ 分析結果の解析		
		エ 異常時の環境測定		
	(3) 運転操作監視業務	ア 運転操作		
		イ 中央での監視業務		
		ウ 運転状況記録		
		エ 異常時の対応		
		オ 巡回点検		
	(4) 物品調達管理業務	ア 電力の調達・管理		
		イ ガス・上下水道・燃料・通信費の調達・管理		
		ウ 薬品等の調達・管理		
		エ 交換部品の調達・管理		
		オ 消耗品、油脂類の交換調達・管理		
		カ 備品の調達・管理		

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

④ウォーターPPPの業務内容（案）

処理場

施設	項目		W-PPP支援型	現状での分担
処理場	(5) 保守点検業務	ア 日常点検	W-PPP	包括委託
		イ 定期点検		
		ウ 臨時点検		
		エ 法定点検		
		オ 簡易な故障の修繕		
		カ 施設又は設備周辺の清掃等		
	(6) 修繕業務	ア 修繕計画書の作成		
		イ 設備の補修、保全		
		ウ 建物の補修、保全		
	(7) 施設管理業務	ア 施設管理業務		
		イ 槽内管理業務		
		ウ 警備業務		
	(8) 植栽管理業務	ア 除草及び芝生・草花・樹木の管理		
	(9) 発生品処理管理業務	ア 発生汚泥の処分・管理		
		イ 廃液及び廃油等の処分・管理		
		ウ その他処分業務		
		エ 沈砂・し渣の収集運搬・処分	個別委託	個別委託
		オ 脱水ケーキ収集運搬・処分		
	(10)その他業務	ア 施設機能報告書（設備管理台帳）の作成	W-PPP	包括委託
		イ 貸与品等の管理		
		ウ 見学者対応		
		エ 保険の加入		
		オ 臨場作業への協力		
		カ その他諸業務		
		キ し尿等前処理受入管理業務		

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

④ウォーターPPPの業務内容（案）

処理場

施設	項目		W-PPP支援型	現状での分担
処理場	(11)ストックマネジメント計画	ア 下水道事業の概要	W-PPP	個別委託（JS協定）
		イ 施設情報の整理		
		ウ リスクの評価		
		エ 施設管理の目標設定		
		オ 長期的な改築事業のシナリオ設定		
		カ 点検・調査計画の策定		
		キ 施設状況把握の実施		
		ク 修繕・改築計画の策定		
	(12)設計・工事	ア 改築工事に伴う設計業務	個別委託（JS協定）・町発注	個別委託（JS協定）・町発注
		イ 改築工事		

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

④ウォーターPPPの業務内容（案）

マンホールポンプ

施設	項目		W-PPP支援型	現状での分担
マンホール ポンプ	(1)マンホールポンプ施設保守 点検業務	ア 保守点検整備の実施	W-PPP	包括委託
		イ 引上げ点検整備の実施		
		ウ ポンプ整備・水位計整備の実施		
		エ 異常時の点検対応		

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

④ウォーターPPPの業務内容（案）

管路

施設	業務分野	項目		W-PPP支援型	現状での分担
管路	巡視 点検 調査	(1) 巡視業務	ア 地表目の沈下、亀裂、陥没の有無確認	W-PPP	直営
			イ マンホール蓋の不良・破損、ますの損傷等確認		
			ウ その他（異常臭気、不正使用、不法占拠、公共用水域への汚水の流出）		
		(2) 点検・調査業務	ア 関連管理者協議		個別委託
			イ マンホール目視調査		
			ウ 本管TVカメラ調査		
			エ 管渠洗浄		
		(3) 不明水調査	ア 誤接続調査		
		(4) 污水管調査	ア 污水管 管路調査		
		(5) 取付管調査	ア 取付管 管路調査		
		(6) 圧送管吐出口調査	ア 圧送管吐出口調査		
		(7) 軌道横断箇所管内調査	ア 軌道横断箇所管内調査		
		(8) 流入渠TVカメラ調査	ア 流入渠 管路調査		
		(9) 耐震診断業務（詳細診断）	ア 資料収集		
			イ 現地踏査		
			ウ 地下物埋設調査		
			エ 公私道調査		
			オ 現地作業		
			カ 条件設定		
			キ 耐震性能の定量的評価		
			ク 耐震補強必要箇所の抽出		
			ケ 耐震補強対策の検討		
			コ 詳細診断調査図の作成		

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

④ウォーターPPPの業務内容（案）

管路

施設	業務分野	項目		W-PPP支援型	現状での分担
管路	清掃・処分	(1) 管路清掃	ア 計画的清掃（詰まり未然防止）	W-PPP	未実施
			イ 突発的清掃（詰まり発生後）		
		(2) 伏越清掃	ア 管路伏越清掃		個別委託
			イ し渣処分		
	修繕	(1) 修繕業務	ア 管渠修繕		
			イ 管口修繕		
			ウ マンホール・マンホール蓋修繕		
			エ 汚水樹蓋修繕		
	その他	(1) 下水道管路台帳データ入力	ア 維持管理情報のデータ整理・入力		直営
		(2) 他事業工事等への対応	ア 他事業工事等に関する協議・回答・立会（補助業務）		
		(3) 窓口業務・申請手続き・検査等	ア 窓口での下水道管路台帳配布（補助業務）		
			イ 排水設備確認申請・検査（補助業務）		
			ウ 開発行為等による排水協議・検査（補助業務）		
			エ 工事施工承認兼制限行為許可による下水道工事申請・検査（補助業務）		
		(4) 住民対応	ア 要望の受付（補助業務）		
			イ 現地確認（補助業務）		
			ウ 説明会開催・啓発活動（補助業務）		
	計画	(1) スtockマネジメント計画作成	ア 更新計画案作成		個別委託
			イ リスクの管理		
			ウ 施設管理の目標設定		
			エ 長期的な改築シナリオの設定		
			オ 点検調査計画の策定		
			カ 点検調査の実施		
			キ 修繕・改築計画の策定		
			ク 関係機関への説明資料作成		
			ケ 計画書作成		

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

④ウォーターPPPの業務内容（案）

全施設

施設	業務分野	項目		W-PPP支援型	現状での分担
全施設	計画	(2)その他計画書作成	ア 全体計画図書作成	W-PPP	個別委託
			イ 下水道法に基づく事業計画申請図書作成		
			ウ 都市計画法に基づく事業認可申請図書作成		
			エ 都市計画法に基づく都市計画決定図書作成		
	その他	(1) 国庫補助金・企業債業務	ア 国庫補助金・企業債業務（補助業務）		直営
		(2) 調書作成業務	ア 調書作成業務（補助業務）		
	システム構築	(1) 下水道情報管理システムデータ整備	ア 資料の入手整理		個別委託
			イ 管路データ入力		
			ウ 排水設備情報データ入力		
	災害支援	(1)災害対応業務	ア 被害の状況把握、緊急復旧	災害支援協定 ※2	包括委託※1 災害支援協定 ※2
			イ 復旧に向けた点検・調査		
			ウ 応急復旧		
	統括管理	(1) 統括管理業務	ア 一元管理	W-PPP	未実施
			イ 関係者間調整		
			ウ 工程管理		
			エ 管理者の履行確認の対応		
			オ セルフモニタリング		
			カ 業務データ管理・情報公開		
			キ 事業管理		
			ク 災害対応		
			ケ 住民への広報、活動・情報公開		
			コ 業務改善		
			サ 新たな社会要請への対応		
			シ 事業マネジメントの実践		
			ス 技術継承、人材育成		

※1：災害対応業務のア 被害状況把握、緊急復旧について、現在は庁内で体制構築をすることとしている

※2：処理場・マンホールポンプについてはJSとの協定、管路については日本下水道管路管理業協会と協定

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

統括管理業務の内容について（参考）

統括的な管理業務の導入により期待される効果（カテゴリ別）

1. 業務全体に係るマネジメント業務

業務効率化と負担軽減	一元的な業務管理による情報共有および方針決定の迅速化により、官民双方の調整負担を軽減し、業務全体の効率化を図る。
リスク管理と透明性確保	業務全体の透明性を確保することにより、官民双方の課題を早期に把握し、解決策を提示することでリスクの最小化を図る。
データ活用	維持管理データを反映した更新計画案の作成とともに、平常時および被災時の災害対応においても、同データを活用した効率的な復旧計画の策定および住民への情報公開を実現し、住民信頼および事業サービスの向上を図る。

2. 事業・サービス向上に資するマネジメント業務

DCAPによる質の向上	DCAPサイクルを活用し、業務プロセスの見直しと業務改善を推進することにより、官民連携事業全体の効率化と業務品質の向上を図る。
経営視点での最適化	新たな社会要請への対応や事業マネジメント計画案作成により、中長期的な経営視点による施策優先度の設定や事業の最適化を図る。
持続性の確保	民間ノウハウを活用した人材育成や地域企業への技術継承および技術移管を促進し、安定的なインフラの持続可能性を確保する。

※統括管理業務の業務内容は、対象とする施設や費用、含める場合の効果を考慮して決定する予定です。

（出典）統括的な管理業務のあり方について【共同研究内容の概要説明】 令和8年6月26日（金）（公財）日本下水道新技術機構
当該資料は令和8年7月発刊予定資料の概要版であり、今後発刊される資料と内容の変更の可能性がある点に留意いただきたい。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

統括管理業務の内容について（参考）

（１）業務全体に係るマネジメントに関する業務項目

項目		概要	
1-1	一元管理	(1)	一元的な業務管理
		(2)	官公庁との協議及び関係法令等に基づく手続き
1-2	関係者間調整	(1)	各種会議の開催（発注者向け、JV企業間）
		(2)	受託者間の調整及び書類のとりまとめ
1-3	工程管理	(1)	業務計画
		(2)	定例会議
1-4	管理者の履行確認の対応	(1)	履行確認の対応
		(2)	検査対応
		(3)	提案事項への対応

※統括管理業務の業務内容は、対象とする施設や費用、含める場合の効果を考慮して決定する予定です。

（出典）統括的な管理業務のあり方について【共同研究内容の概要説明】 令和8年6月26日（金）（公財）日本下水道新技術機構
当該資料は令和8年7月発刊予定資料の概要版であり、今後発刊される資料と内容の変更の可能性がある点に留意いただきたい。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

統括管理業務の内容について（参考）

（１）業務全体に係るマネジメントに関する業務項目

項目		概要	
1-5	セルフモニタリング	(1)	実施計画書の作成
		(2)	報告書の作成
		(3)	継続的改善
1-6	業務データ管理・情報公開	(1)	実施業務のデータ集約, 情報の整理
		(2)	維持管理作業, 情報公開資料の作成補助
1-7	事業管理	(1)	予算・実施費用等の管理
		(2)	業務間での数量・予算の調整等
		(3)	インフレスライド, 契約見直し対応
1-8	災害対応	(1)	災害対応の全体調整
		(2)	災害時維持修繕協定の締結の支援
		(3)	BCP訓練の対応
1-9	住民への広報, 活動・情報公開	(1)	市催事イベント等への広報活動
		(2)	住民への周知文書等の作成・配布

※統括管理業務の業務内容は、対象とする施設や費用、含める場合の効果を考慮して決定する予定です。

(出典)統括的な管理業務のあり方について【共同研究内容の概要説明】 令和8年6月26日（金）（公財）日本下水道新技術機構
当該資料は令和8年7月発刊予定資料の概要版であり、今後発刊される資料と内容の変更の可能性がある点に留意いただきたい。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

統括管理業務の内容について（参考）

統括的な管理業務の導入により期待される効果（構成業務単位）

項目		概要	
2-1	業務改善	(1)	実施結果の分析と課題整理, 課題についての改善提案
		(2)	品質向上, コスト削減, 住民サービス向上への取組
2-2	新たな社会要請への対応	(1)	中長期的な事業マネジメントの提案
		(2)	次期, 官民連携事業に向けた提案
2-3	事業マネジメントの実践	(1)	事業マネジメント計画案の作成
		(2)	効率的なデータ管理手法の提案・導入
2-4	技術継承, 人材育成	(1)	マニュアル作成, 勉強会, 人材育成
		(2)	人材確保による執行体制の確保

※統括管理業務の業務内容は、対象とする施設や費用、含める場合の効果を考慮して決定する予定です。

(出典)統括的な管理業務のあり方について【共同研究内容の概要説明】 令和8年6月26日（金）（公財）日本下水道新技術機構
当該資料は令和8年7月発刊予定資料の概要版であり、今後発刊される資料と内容の変更の可能性がある点に留意いただきたい。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑤参加資格要件（案）

・統括管理責任者

：事業全体を俯瞰的に評価し、最適な事業実施となるよう調整を図る能力が必要であることから、業務の実務経験かつ技術士又はRCCMの資格を有することが望ましい（※検討中）。

・業務主任担当者：現場の責任者として、業務をマネジメントする能力が必要であることから、各業務に必要な資格等を有するものを配置することが必要※

・業務主任技術者：全施設を対象とした効果的な計画案の作成が必要であることから、技術士又はRCCMの資格が必要

		現包括委託における要件	ウォーターPPPにおける要件（案）
統括管理責任者	全施設	実務経験・下水道処理施設管理技士又はこれと同等の資格を有するもの	いずれかの業務の〇年の実務経験（※年数検討中）かつ技術士上下水道部門（下水道）若しくは総合技術監理部門（下水道）又はRCCM（下水道）
業務主任担当者	処理場	配置していない	下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
	マンホールポンプ	配置していない	下水道法施行令第15条の3に規定する有資格者
	管路	配置していない	下水道管理技術認定試験（管路施設）（日本下水道事業団）若しくは下水道管路管理技士（日本下水道管路管理業協会）又は同等の経験を有するもの
業務主任技術者	計画	配置していない	技術士上下水道部門（下水道）若しくは総合技術監理部門（下水道）又はRCCM（下水道）

※処理場及びマンホールポンプの業務主任担当者は、下水道法第22条第2項及び施行令第15条の2を踏まえて、**下水道法施行令第15条の3**に示す資格を必須とする（マンホールポンプについては、明確な記載はないが、ポンプ場は必須であるため。）。管路については、必須とする法令上の決まりはないが、管路施設の維持管理に係る現場の責任者として、業務を適切にマネジメントする能力が必要と考えており、要件に示す資格を有するものとすることを検討中。

※参加資格要件については、官民対話を踏まえ、適切な要件を引き続き検討していきます。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

(参考) 下水道法施行令第15条の3 (公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格)

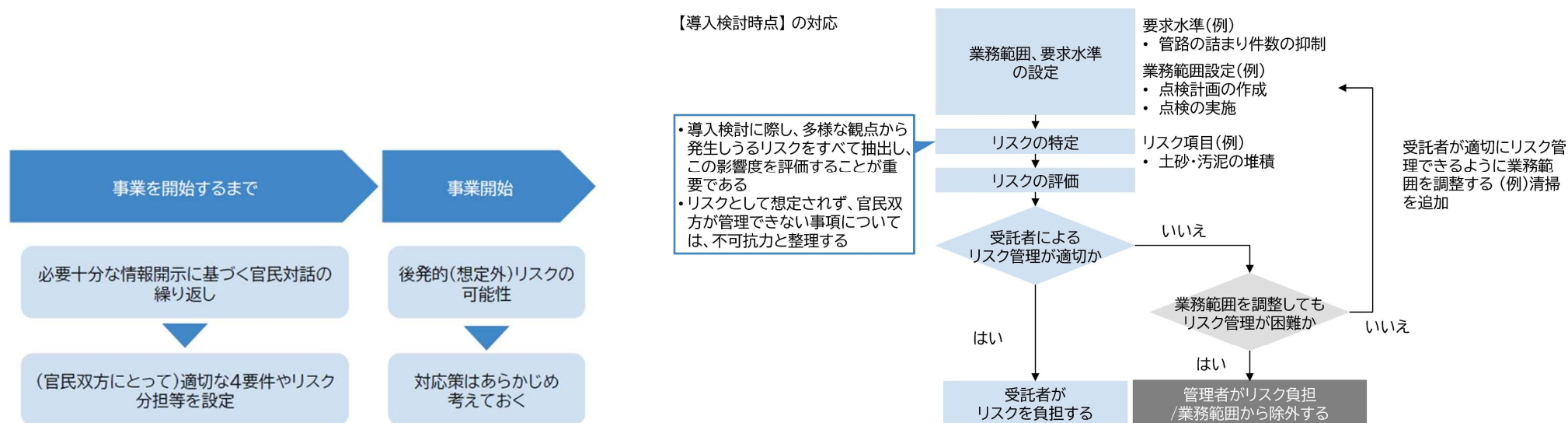
号	学歴・資格等	下水道等の維持管理に関する実務経験	うち、下水道の維持管理に関する実務経験	備考
第1号	大学の土木工学科、衛生工学科等で、 下水道工学に関する科目を修めて卒業した者	2年以上	1年以上	旧大学令による大学の土木工学科等の卒業者を含む
第2号	大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科等を卒業した者で、 下水道工学以外の科目を修めた者	3年以上	1年6か月以上	
第3号	短期大学、高等専門学校または旧専門学校令による専門学校の土木科、電気科、機械科等を卒業した者	5年以上	2年6か月以上	
第4号	高等学校、中等教育学校または旧中等学校令による中等学校の土木科、電気科、機械科等を卒業した者	7年以上	3年6か月以上	
第5号	日本下水道事業団法施行令に基づく 第三種技術検定合格者	2年以上	個別要件なし	下水道等の維持管理経験が2年以上必要
第6号	技術士第二次試験 のうち、国土交通大臣・環境大臣が定める技術部門および選択科目の合格者	個別要件なし	個別要件なし	対象となる技術部門・選択科目に限定
第7号	第1号から第6号までに該当しない者	10年以上	5年以上	学歴・資格を問わない実務経験による要件
第8号	国土交通省令・環境省令により、第1号から第7号までの者と 同等以上の知識・技能を有すると認められる者	個別に判断	個別に判断	省令に基づく認定等が必要

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑥リスク分担（案）

- ・ リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本とされている。
- ・ また、リスク分担の設定においては、リスクの詳細な洗い出しを行った上で、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを行い、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要とされている。

※リスク分担については、今後事業者の皆様との対話を通して適宜見直しを行います。



▲4要件とリスク分担

(出典) 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5基礎編】(パワーポイント版)
令和8年4月 国土交通省

▲レベル3.5のリスク分担の考え方のイメージ

(出典) 下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版【レベル3.5基礎編】(パワーポイント版)
令和8年4月 国土交通省

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑥リスク分担（案）

- リスク分担は、長与町の現包括的民間委託のリスク分担をベースに、管路や処理場の包括的民間委託マニュアルより、入札・契約リスク、長期契約で想定される業務の中止に関する管路の維持管理や、計画に関するリスクを追加して整理している。

（参考）包括的民間委託等実施運営マニュアル（案）
下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）

▼リスク分担案（1/6）

No.	項目		リスクの内容	リスク分担		対象施設	リスク分担の具体的内容・補足	備考
				発注者	受注者			
1	入札・契約リスク		発注者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○		共通	発注者の内部手続きの遅延、予算措置の未了、要求水準書の修正等、発注者の事情により契約締結または契約手続きが遅延する場合により生じた費用は発注者が負担する。	
2			受注者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○	共通	受注者の提出書類の不備、履行保証の未提出、契約条件に関する調整の遅延等、受注者の事情により契約締結または契約手続きが遅延する場合に生じた費用は受注者が負担する。	
3			応募に係り発生した費用		○	共通	応募に係る費用（提案書作成の人件費、直接経費など）は受注者が負担する。	
4			入札説明書、入札手続きの誤りにより発生した費用	○		共通	入札説明書の訂正、入札手続きの更正等により選定受注者に発生した追加費用を発注者が負担する。	
5	制度関連リスク	法令変更リスク	本業務に直接関係する法令（税制度を除く）の新設・変更に関するもの	○		共通	当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は発注者が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を発注者が負担する。	
6			上記以外の法令（税制度を除く）の新設・変更に関するもの		○	共通	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は民間が負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用を民間側が負担する。	
7		税制変更リスク	法人の運営や利益に係る税制度の新設・変更に関するもの		○	共通	税制変更により発生する増加費用は、受注者が負担する。	
8			当該事業に係る新税の設立や税率の変更に関するもの	○		共通	当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は発注者が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を発注者が負担する。	
9			その他税制度の新設・変更に関するもの	○		共通	-	
10		許認可リスク	発注者が取得すべき許認可等に関するもの	○		共通	当該許認可取得の遅延に伴い受注者側に発生した増加費用を発注者が支払う。	
11			受注者が取得すべき許認可等に関するもの		○	共通	当該許認可取得の遅延に伴い発注者側に発生した増加費用を受注者が支払う。	

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑥リスク分担（案）

▼リスク分担案（2/6）

No.	項目		リスクの内容	リスク分担		対象施設	リスク分担の具体的内容・補足	備考
				発注者	受注者			
12	社会リスク	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに対する住民反対運動・訴訟等に関するもの	○		共通	発注者が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して受注者側に発生した増加費用を発注者が支払う。	
13			受注者が実施する業務に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの		○	共通	受注者が訴訟費用を負担するとともに、これらにより事業が遅延して発注者に発生した増加費用を受注者が支払う。	
14		環境問題リスク	契約条件の範囲内における本業務の履行による周辺環境への悪影響		○	共通	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案するが、事後的に変更を認めない。	
15			上記以外の周辺環境への悪影響	○		共通	－	
16	第三者賠償リスク		要求水準に伴い業務を遂行しても避けることができないリスク	○		共通	要求水準に従い業務を遂行しても避けることができないリスクについては発注者が負担する。	
17			契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスク	○		共通	契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては発注者が負担する。	
18			契約条件の範囲内における本業務の履行による第三者への被害の発生		○	共通	施設の維持管理等、業務遂行の不備・未達によるものは受注者が負担する。	
19			不法行為によるリスク		○	共通	受注者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは受注者が負担する。	
20			上記以外の第三者への被害の発生	○		共通	－	

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑥リスク分担（案）

• 物価変動や金利に関するリスクについては、主として受注者が負担するものの、限度を超えるものについては発注者が負担するものとして検討中。

• 限度の設定方法については、今後の官民対話を踏まえて設定予定

▼リスク分担案（3/6）

No.	項目		リスクの内容	リスク分担		対象施設	リスク分担の具体的内容・補足	備考
				発注者	受注者			
21	業務の中止や債務不履行等のリスク		発注者の指示によるもの	○		共通	契約にない発注者の要因（発注者の政策変更、事業計画の見直し等）により、発注者の判断で業務の中止や契約変更が行われる場合は発注者が負担する。 ※上記以外は受注者が負担する。	
22			発注者の債務不履行によるもの	○		共通	発注者が契約に必要な手続き、資料提供等の義務を履行しないことにより業務継続が困難となる場合に発生する費用は発注者が負担する。	
23			発注者が支払う委託料の支払遅延に関するもの	○		共通	発注者の支払手続きの遅延、予算措置の遅れ、検査手続きの遅延等により、契約に基づく委託料の支払いが遅延する場合に発生した損害の遅延利息の支払いや受注者に発生した追加費用は発注者が負担する。	
24			受注者の業務放棄、破綻によるもの		○	共通	受注者の契約違反、業務放棄、経営破綻等により契約に基づく業務履行が不可能となる場合、また、受注者のサービス水準の著しい低下、要求水準などの未達、アウトプットの不適合などの場合は受注者が負担する。	
25	経済リスク	物価変動リスク	業務委託期間におけるインフレ・デフレに関するもの	●	●	共通	各種業務の物価変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	主として受注者が負担し、限度を超える場合は発注者負担
26		金利リスク	市場金利の変動に関するもの	●	●	共通	各種業務の金利変動を見込んだ金額を提案してもらい、変更を認めない。	限度を超える場合は発注者負担
27		資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○	共通	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は受注者が負担する。	
28		予算用に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	●	●	共通	直接業務に係る予算などの議決が得られず、当初業務の変更、受託者への支払いが行えない場合は、基本発注者が負担する。	議会の議決は官民ともにコントロールすることが困難であり、両者のリスクとする。

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑥リスク分担（案）

- ・ 不可抗力に関するリスクについては、官民ともにコントロールが困難であり、両者のリスクとする。

- ・ 維持管理費増大に関するリスクについては、費用の増大部分については基本的に発注者負担とすることを想定。

- ・ 事故発生時の受注者の責めが明白ではない場合は協議によることを想定。

▼リスク分担案（4/6）

No.	項目	リスクの内容	リスク分担		対象施設	リスク分担の具体的内容・補足	備考
			発注者	受注者			
29	不可抗力リスク	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見込み可能な範囲を超えるもの	●	●	共通	不可抗力による施設損害に関する修復費用は発注者が負担する。不可抗力による事業の変更、中止に伴い、受注者に発生した追加費用は発注者が負担する。	不可抗力は官民ともにコントロールすることが困難であり、両者のリスクとする。
30		上記の見込み可能な場合の応急措置に関するもの		○	共通	見込み可能な場合の応急措置に関する費用は受注者が負担する。	
31	計画変更リスク	発注者の帰責による事業内容の変更に関するもの	○		共通	発注者の責（帰責事由）による業務内容等の変更によるリスクは発注者が負担する。	
32	維持管理費増大リスク	受注者の責めによる要因で増加する経費（物価・金利変動を除く。）		○	共通	維持管理費用や修繕費用の増大部分は受注者が負担とする。	
33		詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が増大することにより発注計画時の想定以上に増加した費用	●	●	共通	詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用の増大部分は発注者が負担とする。	突発的な対応業務に係る費用の増大部分は基本的に発注者負担となるが、協議により決定する
34		上記以外の経費の増加（物価・金利変動を除く。）	○		共通	-	
35	事故発生リスク	受注者の責めによる事故の発生		○	共通	施設損害に関する修復費用は受注者が負担する。事業の変更、中止に伴い、発注者に発生した追加費用は受注者が負担する。	
36		受注者の責めによるものか明白ではない場合	●	●	共通	施設損害に関する修復費用は発注者と受注者が協議により決定し負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。	発注者、受注者協議による
37		上記以外（不可抗力）による事故の発生	○		共通	-	

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑥リスク分担（案）

- 修繕の瑕疵を発見した場合は、基本的に受注者が費用を負担することを想定。

▼リスク分担案（5/6）

No.	項目		リスクの内容	リスク分担		対象施設	リスク分担の具体的内容・補足	備考
				発注者	受注者			
38	施設担保リスク	施設の損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかった場合		○	共通	復旧に要する費用は受注者が負担する。	
39			受注者の責めによる事由で損傷した場合		○	共通	復旧に要する費用は受注者が負担する。	
40			上記以外の損傷に関するもの	○		共通	-	
41	機能劣化リスク	機能劣化リスク	施設機能確認時に、修繕の瑕疵を受注者が発見したものに関するもの	●	●	共通	受注者は当該瑕疵の補修等に要する費用を負担する。	発注者、受注者協議による
42			受注者が適切な維持管理業務を実施しなかった事由による施設機能の劣化		○	共通	復旧に要する費用は受注者が負担する。	
43			上記以外で施設の耐用年数が超過し、経年劣化による施設機能の劣化に関するもの	○		共通	復旧に要する費用は発注者が負担する。	
44	事業移管のリスク	引渡時の機能劣化リスク	事業完了時に、受注者の責めによる施設機能の劣化・損傷に関するもの		○	共通	復旧に要する費用は受注者が負担する。	
45			上記以外による、施設機能の劣化・損傷に関するもの	○		共通	復旧に要する費用は発注者が負担する。	
46		技術移転リスク	事業完了時に、次受注者への技術移転に関するもの		○	共通	引継ぎに要する費用については受注者が負担する。	

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑥リスク分担（案）

- 流入水の変動により増減する経費について、維持管理費用内であれば受注者が負担し、限度を超えるものについては発注者が負担することを想定。

- 道路陥没リスクについては、維持管理・修繕が未実施の箇所で発生した場合は発注者が費用を負担する。また、事業の中止に伴い発生した費用は協議によることを想定。

▼リスク分担案（6/6）

No.	項目		リスクの内容	リスク分担		対象施設	リスク分担の具体的内容・補足	備考
				発注者	受注者			
47	性能リスク	性能不適合リスク	要求水準の不適合に関するものや性能不適合		○	共通	施設・設備への損傷、施設運営への損害の復旧に要した費用は受注者が負担する。	
48			要求水準の範囲外の場合	○		共通	性能不適合を解消するために要する経費は発注者が負担する。	
49		流入水変動リスク	流入水の変動により増減する経費	●	●	処・MP	流入水の変動により下水の水質や汚泥含水率が変動した場合に増加する経費の費用負担について維持管理費用内であれば受注者が負担する。	限度を超える場合は発注者負担
50			上記以外の場合		○	処・MP	上記以外の場合の経費増加分は受注者が負担する。	
51	道路陥没リスク		業務期間・対象区域の維持管理・修繕等の業務の要求性能の不適合により道路陥没が発生した場合		○	管路	道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は受注者が負担する。事業の変更、中止に伴い、発注者に発生した追加費用は受注者が負担する。	
52			業務期間・対象区域の維持管理・修繕等の業務が未実施の箇所で道路陥没が発生した場合	●	●	管路	道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は発注者が負担する。	事業の変更、中止に伴い両者に発生した費用は協議による
53	調査・計画に係るリスク	調査リスク	発注者が実施したカメラ調査等に不備があった場合	○		管路	TVカメラ調査結果等の不備に起因する計画変更に伴い受注者に発生する追加費用を発注者が負担する。	
54			受注者が実施したカメラ調査等に不備があった場合		○	管路	TVカメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い発注者に発生する追加費用を受注者が負担する。	
55		計画リスク	受注者が実施した計画に不備があった場合		○	共通	計画・設計の不備を補正するため、または計画や工法・工期の変更に伴い発注者に発生する追加費用を受注者が負担する。	

4. 長与町におけるウォーターPPPの導入方針について

⑦事業スキーム（案）

長与町が想定している事業スキーム（案）

項目		事業スキーム（案）	備考
対象処理区		長与処理区（全域）	-
対象施設		管路（污水）、処理場、マンホールポンプ	-
官民連携手法		ウォーターPPP レベル3.5	-
契約期間		10年	-
事業期間		令和11年度～令和20年度	-
発注方式	管路	仕様発注から性能発注への段階的な移行	段階的な移行を想定し、適切なリスク分担や、段階的な移行の具体的なステップの検討が必要
	処理場・MP	性能発注	-
維持管理と更新の一体マネジメント事業手法	管路	更新支援型	CM方式の導入の是非を検討
	処理場・MP	更新支援型	-
プロフィットシェア		基本型	-

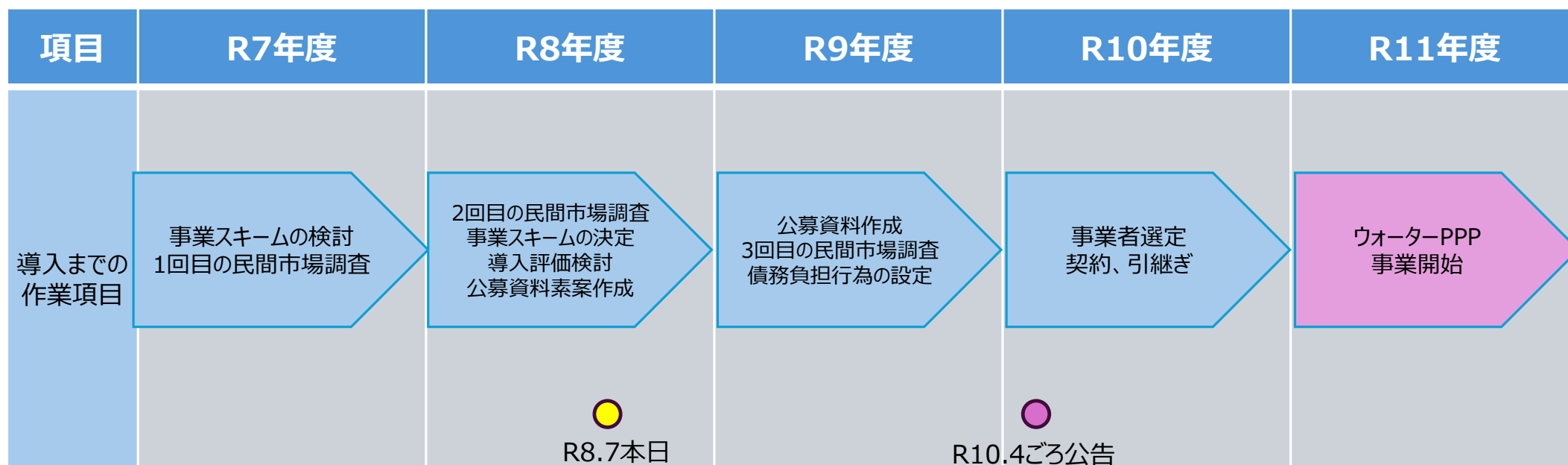
目次

1	ウォーターPPP導入検討の背景
2	長与町の下水道事業の現状及び課題
3	ウォーターPPPの概要
4	長与町におけるウォーターPPPの導入方針について
5	導入に向けた今後の方針
6	アンケートご協力をお願い

5. 導入に向けた今後の方針

導入までのスケジュール（案）

ウォーターPPP事業開始までのスケジュールについて、R8年度の導入可能性調査及びR9年度の発注に関する検討・調査を踏まえた上で令和10年4月の公告を想定している。また、令和10年度に事業者選定や契約、引継ぎを行った上で令和11年度より事業開始を目指すものとする。



目次

1	ウォーターPPP導入検討の背景
2	長与町の下水道事業の現状及び課題
3	ウォーターPPPの概要
4	長与町におけるウォーターPPPの導入方針について
5	導入に向けた今後の方針
6	アンケートご協力をお願い

6. アンケートご協力をお願い

長与町では、長与処理区における下水道施設（長与浄化センター、マンホールポンプ、污水管路）を対象に、ウォーターPPレベル3.5の導入検討を進めています。

適切な事業スキームの検討に向けて、WEBによるアンケート調査を実施します。

- ・【回答期間】 : 令和8年7月30日（木）～令和8年8月21日（金）
- ・【対象】 : 長与町ウォーターPPP事業への参入を検討・希望する民間事業者様
- ・【回答方法】 : Google Formによる回答

※別途エクセルでの回答も可能なため、必要な方は以下までご連絡をよろしくお願いいたします。

※アンケートにご回答いただいた事業者の皆様には、個別でのヒアリングをお願いすることがございます。

アンケート票へは右記のQRコードまたは以下のURLよりアクセスが可能です。

<https://forms.gle/PyZu8chXX7Ntrk4H9>

ご回答のご協力をお願いいたします。



【お問合せ】 長与町水道局上下水道課 : 田中、廣橋、山下
TEL : 095-801-5832 MAIL : gesui@nagayo.jp